

# 指定居宅介護支援事業所

## 重要事項説明書

『居宅介護支援センター アカラ』

浜松市中央区新橋町 1180 番地

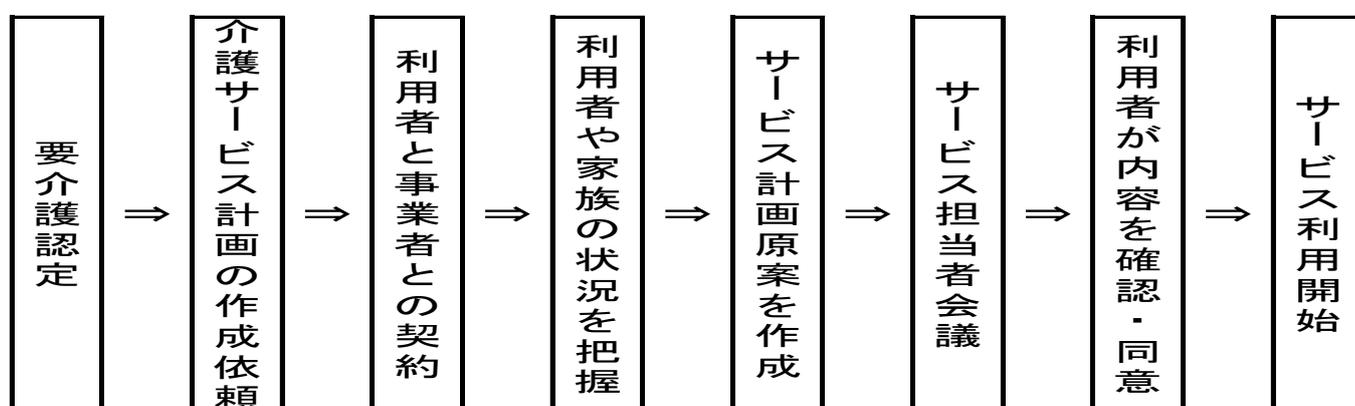
リンクス 福祉サポート 株式会社

# 重要事項説明書

令和 6 年 4 月 1 日 基準

## 1 利用申し込みからサービスの利用までの流れ

利用者宅を訪問して、利用者の心身の状況や置かれている環境等を把握した上で、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。



当事業者が居宅介護支援を提供するに当たり、あらかじめ以下のことを説明致します。

## 2 事業者の概要

名 称	居宅介護支援センター アカラ
所 在 地	〒432-8058 浜松市中央区新橋町 1180 番地
電 話 番 号	(053) 444-0989
法 人 名 称 代 表 者	リンクス 福祉サポート 株式会社 代表取締役 中山 晴 人
事 業 所 番 号	2277204711
指 定 年 月 日	平成29年 4 月 1 日
管 理 者	中山 晴人（介護支援専門員を兼務）
介護支援専門員	1人以上
営業日・営業時間	月曜日から金曜日まで（国民の祝日、12/31~1/2、8/13~8/15を除く） 営業時間 8時30分～17時30分
サービス提供地域	浜松市中央区：新津圏内・三和圏内・芳川圏内・板屋圏内・鴨江圏内

### 3 利用料

#### (1) 利用料

区分	項目	算定内容	単位数
基本	要介護1・2	要介護1又は要介護2	1,086
	要介護3・4・5	要介護3から要介護5	1,411
加算	初回加算	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区以上変更された場合	300
	入院時情報連携加算Ⅰ	入院から3日以内に必要な情報を提供した場合	250
	入院時情報連携加算Ⅱ	入院から4日以上～7日以内に必要な情報を提供した場合	200
	退院退所加算Ⅰ1	退院や退所時に病院等の職員と面談を行い、必要な情報を得てサービス計画を作成した場合	450/回
	退院退所加算Ⅰ2		600/回
	退院退所加算Ⅱ1		600/回
	退院退所加算Ⅱ2		750/回
	退院退所加算Ⅲ		900/回
	通院時情報連携加算	診察時に同席して医師等から必要な情報を得る場合	50/月
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより医師又は看護師等と共に居宅を訪問し、カンファレンスを行った場合	200/回 (月2回)	

※ 介護保険適用になる場合は、上記利用料をお支払い頂く必要はありません。(保険料滞納等の場合を除く)

※ 上記の加算は該当する場合に算定します。

#### (2) 交通費

通常の事業の実施地域以外の利用について、公共交通機関を使用する場合は実費を、自動車等を使用する場合は通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道1km当たり20円の実費を請求致します。

#### (3) 支払方法

事業者を支払う場合は、月末に当月利用分を精算し一枚の領収書にて発行致します。

### 4 居宅介護支援の概要

#### (1) 居宅介護支援の内容

項目	内容
要介護認定の申請代行	利用者の意思を確認の上、利用者に必要な要介護認定に係る申請について代行致します。
居宅サービス計画の作成	利用者が居宅サービスを適切に利用出来るよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境、利用者及びその家族の希望を踏まえて作成致します。
居宅サービス計画書作成後の管理（居宅サービス計画の変更等）	計画に基づいたサービスの利用開始後、その利用状況を継続的に把握して行きます。また利用者の心身の状態が変化した時は、計画を見直して新しく作成致します。

サービス事業者との連絡調整	各種指定居宅サービス事業者等と継続的に連絡を取り、サービス提供の向上に努めます。
介護保険施設への紹介	利用者がその居宅における日常生活が困難になったと認める場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合、紹介その他の便宜の提供を行います。

(2) 居宅介護支援の利用に当たって

サービス提供困難時の対応	責任を持って他事業所等の紹介を行い、サービス提供に支障がないように致します。
サービスの質の向上のための方策	介護支援専門員の研修会を事業所内で行い、外部の研修会にも積極的に参加し、質の向上に努めます。
介護支援専門員を変更する場合の対応	予め利用者と連絡を取り、サービス提供に支障が無いよう、責任を持って変更致します。
プライバシーの遵守	業務上知り得た利用者またはその家族には、サービス担当者会議等において、その個人情報を用いる事に御同意を頂きます。
事故発生時の対応	居宅介護支援を提供する上で、利用者の居宅サービス利用に支障を生じさせて損害を与えた場合は、その損害を速やかに賠償致します。
公正中立に関すること	サービス事業者の選定に当たり、利用者は複数の事業者を紹介するように求めることができます。 利用者は、事業者等の選定理由を介護支援専門員に求めることができます。
医療機関との連携	利用者は、医療機関等に入院した際には、その医療機関に担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を伝えます。 介護支援専門員は、事業所等から利用者の情報提供を受けたとき、必要と認めるものを利用者の同意を得て、主治医等に提供します。 介護支援専門員は、利用者が医療サービスの利用を希望している場合等、利用者の同意を得て、主治医等の意見を求めます。また、当該居宅サービス計画書を主治医等に交付致します。
相談支援事業者との連携	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特定相談支援事業者、住民による自発的活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努めます。
虐待防止について	事業所は、利用者の人権・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し研修を実施する等の措置を講じます。
感染や災害への対策(BCP)	感染症や災害の発生時に継続的にサービスを提供できる体制を構築するため、業務継続計画を策定し対応力の向上を図ります。
ハラスメント対策	事業所は職場におけるハラスメント防止に取組み、職員が働きやすい環境作りを目指します。 利用者またはそのご家族、その他関係者が事業所の職員に対し、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。

## 5 サービスの終了について

### (1) 利用者の都合でサービスを終了する場合

利用者は、いつでも契約を解除出来ますが、利用者がこの契約を継続し難い程の背信的行為を行ったと認める時は、直ちにこの契約を解約する事が出来ます。

### (2) 当事業者の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービス提供が出来ない場合は、他の指定居宅介護支援事業者等に関する情報を提供致します。

### (3) この他、利用者が入院・入所・要介護認定要支援又は非該当・死亡された場合は、自動的にサービスを終了致します。

## 6 居宅介護支援に関する苦情を承ります

受付担当者 中山 晴人 電話 (053) 444-0989

受付日時 月曜日から金曜日 8時30分～17時30分

(国民の祝日、12/31～1/2、8/13～8/15を除く)

中央区役所内 長寿支援課 電話 (053) 457-2324

南行政センター内 長寿支援課 電話 (053) 425-1572

浜松市役所 介護保険課 電話 (053) 457-2374

静岡県国民健康保険連合会 電話 (054) 253-5590

上記 各行政機関

受付日時 月曜日から金曜日 8時30分～17時15分

(国民の祝日、年末年始を除く)

